

令和8年第5回中津川市議会「定例会」 一般質問通告表

令和8年9月8日(火)・9日(水)

質問日	順序	質問事項	質問者	答弁を求める者	発言所要時間 (質問方法)
9月8日	1	1. 高齢者の生活困窮と孤立を防ぐ支援について	田口文数	市長 医療福祉部長	20 (一問)
	2	1. 対話と提案による政策形成の推進について	松崎誠	市長 市長公室長	20 (一問)
	3	1. 要配慮者の避難について 2. 安心できる介護保険の実現を求めます	木下律子	市長 副市長 総務部長 医療福祉部長	40 (一問)
	4	1. 小中学校等の体育館への空調設備整備について	島崎保人	市長 総務部長 文化スポーツ部長 教育長 教育委員会事務局長 消防長	25 (一問)
	5	1. インクルーシブ教育について	鷹見信義	市長 教育長 教育委員会事務局長	15 (一括)
	6	1. 官民連携による攻めの空き家予防について	糸魚川伸一	市長 市民部長	25 (一問)

9 月 9 日	7	1. リニア工事の住民説明について 2. 子どもの権利保障について 3. 学用品費の負担軽減について	田中愛子	市長 市民部長 商工観光部長 リニア都市政策部長 環境水道部長 教育長 教育委員会事務局長	40 (一問)
	8	1. 公共交通の課題と今後について	吉村浩平	市長 リニア都市政策部長 商工観光部長	15 (一問)
	9	1. 生活保護制度における適正な保護の実施について 2. カスタマーハラスメント等への対応について	小池菜摘	市長 副市長 医療福祉部長 市長公室長	35 (一問)
	10	1. 神坂スマートICについて 2. 緊急銃猟について	吉村俊廣	市長	25 (一問)
	11	1. 中津川市公式SNSとそのLINEの活用について 2. 防災について	黒田ところ	市長 副市長 市長公室長 総務部長 医療福祉部長 市民部長 教育長 教育委員会事務局長	35 (一問)

田口文数

1. 高齢者の生活困窮と孤立を防ぐ支援について

現在、最大の経済問題は記録的な物価高騰です。食料品、光熱費、医療費などの生活必需品が値上がりする一方、公的年金は実質的に目減りしており、限られた年金収入で暮らす独居高齢者は生活不安に直面しています。

中津川市でも独居高齢者は増加しており、広大な中山間地域では、車を手放した高齢者にとって買い物や通院の移動負担が大きな課題です。

生活費を切り詰めるために外出を控え、他者との交流を断つことで、「社会的孤立」や認知症の進行、孤独死のリスクもあります。

また、高齢者を支えるべき「介護・福祉の現場」も物価高騰と人手不足によって厳しいとお聞きします。

職員や民生委員の方には、訪問や電話連絡など高齢者の現状把握に努めて頂いていることに感謝いたします。

高齢者の方と話をすると、少子高齢化で子どもばかりに給付金や無償化があるが、年寄りにはなにも無い、年金だけでは暮らしが厳しいと言われる方もおります。

以下、質問いたします。

① 現在の中津川市の高齢化率は 33.8%ですが、近隣市と比較して高齢化率は高いですか、お伺いします。

② 独居の高齢者は現在、何人ほどですか、また、近隣市に比べて多いですか、お伺いします。

介護事業所は、物価が上がっても公定価格である介護報酬の仕組み上、コストをサービス価格に転嫁することができません。民間の飲食業や小売業のように値上げができません。経営が立ち行かなくなれば、市内の高齢者が行き場を失います。他自治体では、利用定員やベッド数、送迎車の台数に応じ、独自に補助金を支給している例があります。

③ エネルギー価格や食材費の高騰に苦しむ市内の介護サービス事業者の負担軽減のため、市独自の「燃料費・光熱費・食材費補助」などの財政的支援を講じる考えはありますか、お伺いします。

田口文数

- ④ 家族と同居していれば気づける支援制度も、一人暮らしの高齢者は情報から取り残されがちです。複雑な申請手続きが必要な給付金では、本当に困っている独居高齢者に支援が届きません。対象者を市が特定し、申請不要、あるいは簡単な確認だけで口座に振り込むなど、プッシュ型の支援を行うべきと考えますが、見解をお伺いします。

令和 7 年度からは、地域住民主体で組織された団体が、支援が必要な高齢者に対して生活支援サービスを行った場合に、その運営費の一部を補助する制度が始まったと聞いています。

その中には買い物に同行する支援も提供されていると伺っていますが、自分で選ぶ楽しみを維持しながら、安全に買い物ができることは高齢者の生活の質を向上させるとともに、自立支援や社会参加の促進にも役立つ一つと考えます。

- ⑤ 令和 7 年度より住民ボランティア等が主体となり、生活支援サービスを実施する団体に運営費等の一部を補助していますが、現在の利用状況や買い物をサポートするサービスはどのようになっていますか、お伺いします。

高齢者の生きがいと地域コミュニティの核である老人会について伺います。高齢者の孤立やフレイルを予防する上で、地域コミュニティでのつながりは不可欠です。しかし、近年の加入率低下、会員の高齢化による役員のなり手不足から、市内の老人会が解散・休止に追い込まれるケースが後を絶ちません。

- ⑥ 市として今後の方向性を、お伺いします。

「社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）」は、2040 年を見据えた人口減少や単身世帯の急増、福祉人材不足といった社会構造の変化に対応するため、介護保険法や老人福祉法など複数の法律を一括して見直した重要な改正法が施行されます。原則として令和 9 年 4 月 1 日から順次施行されます。

- ⑦ 身寄りのない高齢者や権利擁護が必要な人への支援強化として、身寄りがなく頼れる家族がいない高齢者らの日常生活支援、入院時の手続き、死後事務などを支える事業を第二種社会福祉事業に明確に位置づけ、国や自治体による公的支援の基盤の強化が図られます。中津川市の対応や取り組みを、お伺いします。

1. 対話と提案による政策形成の推進について

令和6年1月に小栗市長が就任されて以来、「市民との対話」を重視した「市民と市長との対話集会」に加え、現在審査されている「政策コンテスト」のほか、職員との「タウンホールミーティング」や、若手職員による「政策形成研究会」など、市民や職員から幅広く意見や提案を求める取り組みが進められています。これらは、多様な視点や発想を市政に取り入れ、市民と行政が共にまちづくりを進めるための重要な取り組みであると評価しております。

一方で、寄せられた意見や提案がどのように整理・共有され、市政運営や事業改善に生かされているのか、市民から見えにくい部分もあります。そこで、市民や職員の提案を生かした政策形成の現状と成果、今後の取り組みについて伺います。

(1) 職員向けの取り組みについて

職員からの提案を政策形成に生かす取り組みとして、タウンホールミーティングと若手職員による政策形成研究会が行われています。政策形成研究会については、市民がより良く暮らせるまちづくりを目指す活動を行うため、庁内公募で集まった40歳未満12名の若手職員がメンバーになり、令和6年度4か月にわたり調査研究が行われ、その成果が発表されています。一方、タウンホールミーティングについては実施内容等が公表されていないことから、その状況を確認するため伺います。

① タウンホールミーティングの概要と実施件数を伺います。

(2) 市民及び職員からの提案を生かす仕組みについて

① 市民との対話集会、政策コンテスト、タウンホールミーティング、政策形成研究会を実施する目的と、それぞれの役割を伺います。

② それぞれの取り組みでどのような意見や提案が寄せられているのか伺います。

③ 寄せられた意見や提案は、どのように整理し庁内で共有しているのか伺います。

(3) 成果と活用について

① これまでの取り組みによって得られた成果を伺います。

② 寄せられた意見や提案について、どのような視点で活用の可否を判断しているのか伺います。

③ 実際に施策や事業の参考となった事例があれば伺います。

④ 提案者へフィードバックはどのように行っているのか伺います。

(4) 今後の取り組みについて

① 市民と市長との対話集会の実績は、令和6年度33回、令和7年度13回、令和8年度は現時点で1回と年々減少していますが、その要因を把握しているのか伺います。また、その要因に対して改善策はあるのか伺います。

② 市民との対話集会、政策コンテスト、タウンホールミーティング、政策形成研究会のこれまでの取り組み

を検証した結果、課題や改善すべき点をどのように認識しているのか伺います。また、その課題に対し今後どのように改善を図るのか伺います。

- ③ 市民や職員がより提案しやすい環境づくりについて、どのように考えているのか伺います。
- ④ 対話集会、政策コンテスト、タウンホールミーティング、政策形成研究会などの提案制度を、今後どのように発展させていく考えか伺います。
- ⑤ 市長は就任以来、市民との対話集会をはじめ、政策コンテストやタウンホールミーティング、若手職員による政策形成研究会など、多様な主体から意見や提案を集める取り組みを進めてこられました。これらの取り組みを通じて、どのような市政運営を目指しているのか。また、集めた意見や提案を今後どのように政策形成へ生かしていく考えなのか、これまでの執行部の答弁を踏まえ、市長のお考えを伺います。

以上

1、要配慮者の避難について

熊本県地震、福井県、千葉県などで被災された方々にお見舞い申し上げます。

地震や洪水の災害が相次ぎ、今も連日各地の災害や避難所の報道が続いています。

私は、東日本大震災の災害地を訪ねる旅行に参加しました。忘れられないのが、108名中74名の児童が亡くなった石巻市大川小学校の事です。同じ石巻市の門脇小学校にも行きました。同校は全校児童300人のうち、275人の児童が裏山に避難。かねてより避難訓練が実施され、在校していた児童は全員無事だった。適切な避難ができずに過半数の児童が亡くなった大川小学校とは対照的な結果となったとのことです。大川小学校との違いは避難訓練など事前の準備でした。

今回は、一人では避難が困難な要配慮者の避難について質問します。

地震だけでも阪神淡路大震災（1995年）：死者6434名。東日本大震災（2011年）：死者28,000人以上。熊本地震（2016年）：死者68名。能登半島地震（2024年）：死者1,432名。

多くの方が亡くなっています。その多くは要配慮者の方だと思います。今も熊本地震や洪水で亡くなっておられます。災害はいつあるかわからない。特に心配されるのは、一人では避難できない要配慮者やその家族の方ではないでしょうか。

要配慮者やその支援者の命を守るために、国では平成25年に災害対策基本法を改正し、これまで市町村が任意で作成を進めていた「災害時要援護者名簿」を「避難行動要支援者名簿」として市町村に作成を義務付け、要配慮者支援についての取組みを強化しました。

令和2年12月、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示され、令和3年5月の法改正等により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が市町村に努力義務化されました。

その他、福祉避難所の受入対象者をあらかじめ特定して公示する制度等が創設されました。

①中津川市では災害対策基本法に基づく要配慮者・避難行動要支援者に関する取り組みはどうなっていますか。

②名簿に載せる情報は氏名、住所、連絡先、支援を要する事情です。個人情報なので、避難支援関係者に提供する場合は、本人の同意が必要だと思いますが、いかがですか。

③発災後あるいはおそれのある場合は、同意がなくても個人情報を提供できますが、その時には条例にそのことを明記する必要があるとのこと。中津川市の条例に明記してありますか。

④避難行動要支援者の名簿の人数はおよそ何人ですか。

⑤避難行動要支援者の個別避難計画を策定することが義務化されました。個別避難計画の進捗状況を伺います。

⑥個別避難計画の策定完了のメドはいつ頃ですか。

⑦計画が完成すれば一人一人の避難行動が明確になり、それに基づいて事前に訓練することで、発災した時にはスムーズな行動をとることができると思います。その計画を策定するためには、どのような支援が必要ですか、伺います。

⑧避難行動要支援者が入院や入所の場合、通所の場合の避難はどのようにになりますか。

⑨福祉避難所とは、災害時の避難生活において、特別な配慮が必要な避難行動要支援者（高齢者や障がい者など）のために、市が二次的に開設する避難所です。中津川市の福祉避難所の施設数を教えてください。

⑩福祉避難所の協定の内容を教えてください。

⑪福祉避難所の所有者または管理者は計画を作成し、その計画の提出が求められています。すべての施設が提出していますか。

福祉避難所について中津川市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の取り組みの自己評価で「△」の評価です。課題と対応策では協定による福祉避難所のみでは収容可能な人数に限りがあるため、公共施設を指定福祉避難所として指定することが必要であるが、場所の確保及び運営人員の確保が課題となっているとのこと。

⑫第10期計画を策定に向けてどのような対策を考えていますか。

⑬中津川市は福祉避難所の公表をしていますが、なぜですか。

⑭公表できる指定福祉避難所を増やせば、要配慮者の方はどこに避難所があるかわかるので、安心できるのではないのでしょうか。見解を伺います。

⑮中津川市では福祉避難所のガイドラインやマニュアルを策定していますか。

⑯中津川市災害に強いまちづくり条例では、避難マニュアルの作成が求められていますが、福祉避難所や避難行動要支援者の避難マニュアルを作ることはできませんか。所見を伺います。

⑰避難行動要支援者のうち施設に通所、入所している人数を把握していますか。把握しておれば何人ですか。

⑱要配慮者の場合、多くは家族同伴の上、車で避難する方が多いと思います。報道などでも車に避難する方も多いようです。公園や駐車場などを車で避難する方を受け入れる福祉避難スペースにしたらいかがでしょうか。

2、安心できる介護保険の実現を求めます

（１）中津川市の介護保険の現状

共同通信社が全国の都道府県知事と市区町村長に「介護保険の持続」についてアンケートを実施。2025年6～7月、47都道府県知事と1741市区町村長にインターネットを通じて行い、96%に当たる1723人から回答。

共同通信社の調査の結果では、介護保険サービスの提供体制の持続に危機感を抱く首長が97%もあった。危機感は「とてもある」が40%、「ある程度」が57%。残りは「どちらともいえない」など。

危機感を持つ首長に理由を二つ挙げてもらうと「介護現場で働く人が減り、制度の支え手不足」が72%。「高齢化に伴う介護給付費の膨張」が60%。

2000年度に介護保険制度が始まってから25年。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる中、介護サービスの維持に向けた抜本的な改革が必要と報道されています。

① この調査依頼があったと思いますが、中津川市として市長の思いをお聞かせください。

介護保険は2000年4月のスタート以来、「制度の持続可能性の確保」のかけ声のもとで、給付の削減、利用者負担の引き上げが進められてきました。施設の食費・居住費は2005年から全額自己負担となり、当初1割負担だった利用料は、「一定以上所得」の場合は2割負担（2015年）、「現役並所得」の場合は3割負担（2018年）へと順次引き上げられました。軽度の給付を抑制する受け皿として、2015年から市町村が実施する、コスト・人員を抑えた「総合事業」が導入され、さらに特養ホームの入所対象が原則要介護3以上に制限されました。このように介護保険は、給付は削減され、市民負担は増えてきましたが中津川市の介護保険の現状を伺います。

② 2000年度（介護保険導入当初年度ですが、わからなければ合併後2006年度でよいです）と現在2025年度の中津川市の人口のうち65歳以上と75歳以上が占める割合と人数を教えてください。

③ 2006年度と2025年度の要介護度の認定率と人数を教えてください。

④ 2006年度と2025年度の介護予防サービス費を教えてください。

⑤ 2006年と2025年度の介護サービス費を教えてください。

⑥ 2006年と2025年度の保険料の納付状況と保険料を教えてください。

⑦ 介護老人福祉施設（2026年4月1日現在）の待機者数は何人ですか。

⑧ 2006年度介護保険事業会計の歳入・歳出決算総額と2025年度介護保険事業会計の歳入・支出総額をお願いします。

⑨ 介護保険の基金はいくらありますか。

介護サービス基盤事業所の人手不足は深刻さを増し、介護サービス基盤が揺らいでいます。全国的には、2023年は介護従事者の総数が初めて前年を下回り、政府は2026年度に25万人の介護職員が不足する見通しを示していますが、肝心の処遇改善は遅々として進まず、介護職員と全産業平均との給与差は月額8.2万円（2025年）に広がっています。坂下高校の福祉科の入学率は定員の0.35%に留まり介護職に人気がないのは、介護職では生活が困難なために結婚できない状況があるのではないのでしょうか。

- ⑩ 介護事業所では人員不足の話を聞きますが、中津川市の介護の人員体制の現状を伺います。
- ⑪ 人材確保として、中津川市は初任者研修費用を上限8万円で支援するようにしたようですが、利用者数を教えてください。
- ⑫ 飛騨市は奨学金の他に家賃補助（2分の1）や初任者研修を市が委託して市内で研修しているそうです。当市では多治見市まで行かなければなりません。中津川市でも初任者研修を実施しませんか。
- ⑬ 下呂市は高校卒業後、Uターンして介護の仕事についたら20万円の支給があるそうです。当市でも人材確保として実現しませんか。

事業所の経営難、人手不足をつくりだしている原因は低く据え置かれてきた介護報酬です。特に基本報酬全体が4.48%引き下げられた2015年改定の影響は大きく、翌年の倒産件数は100件を超えました。その後は臨時改定を含めて「プラス」改定が続きましたが、小規模事業所を中心に経営は好転せず、倒産・廃業が減少する兆しはありません。直近の2024年度改定は辛うじて1.59%のプラス改定とはなりましたが、物価上昇分をカバーしうる水準ではなく、全産業平均との賃金差を埋めるにはほど遠い内容です。

- ⑭ さらに処遇改善加算を国に求めているいただきたい。同時に加算が利用者負担に跳ね返らないように国に申し入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ⑮ 小規模事業所の運営が成り立つよう、地域密着型の事業所に対し、市の財政支援ができないでしょうか。所見を伺います。

このような状況で、利用者にとっては相次ぐ見直しで必要な介護を「受けられない」、事業者にとっては人手不足と経営難で必要とされる介護を「提供できない」事態が広がり続けている介護保険は、公的サービスを提供する制度として重大な「機能不全」状態に陥っていると言われています。一方で、高齢者の介護保険料は右肩上がりです。多額の保険料を納めているのに必要な時に必要なサービスを利用できない事態に対して、「国家的保険詐欺」との批判が強まっています。

- ⑯ 全国的には介護保険料は2倍以上になっていますが、中津川市の介護保険

料の基準額は現在月 6000 円です。導入された 2000 年はいくらでしたか。

ほとんどが年金生活者で、この年金もマクロスライド制でどんどん目減りしていく制度になっている。一方で介護保険料は 2 倍を超える。実質的には、当初よりも介護保険料は 2 倍以上の負担になっている。これ以上の保険料の引き上げは生活を圧迫します。介護保険の抜本的な改善が必要です。

全国市長会は、「持続可能な介護保険制度の確立について 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、**国費負担割合の見直し**を行うなど、**都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること**。また、**調整交付金は別枠化**すること」「介護人材の確保について、都市自治体にとって喫緊の課題である介護人材不足解消のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。また、処遇改善加算の手続きについては、事業者の事務負担が軽減されるよう更なる配慮を行うこと」と提言しています。

中津川市議会において、国に要望する必要があると思います。

- ⑩ 中津川市としても、介護保険を持続可能な制度にするよう、国の負担割合（25%）を引き上げるよう、国へ要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。

（2）政府が示した制度改革案の内容と問題点について

現在、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会で 2027 年度の介護保険制度見直しに向けた議論が進んでいます。厚労省は、介護サービス利用料の 2 割負担の対象を拡大する案を提示しました。具体的には、2 割負担の対象となる年収基準を現行の 280 万円（単身者）から最大 230 万円まで引き下げるという案です。これが実施されると、新たに負担増となる高齢者は約 13 万人から最大 35 万人以上に上ります。ただでさえ物価高騰で厳しい国民生活に深刻な影響を与えることが懸念されます。

- ⑪ 2 割負担の対象拡大が国会で決まった場合、中津川市としての影響はどのようなになりますか。

国はこれまでも、要介護 1・2 の「生活援助」や通所介護の地域支援事業への移行について、国は要介護 1・2 の人を「軽度者」と呼びますが決して軽度ではありません。認知症の人は要介護 1・2 の時期にもっとも専門的なケアが必要です。「生活援助」や通所介護は、高齢者の重度化を防ぎ、住み慣れた地域で日常生活を維持するうえで必要不可欠なサービスであり、給付縮小は利用控えや要介護度の悪化、そして家族の介護負担の増加につながる懸念があります。

② 要介護 1・2 の「生活援助」や通所介護の地域支援事業への移行の中津川市への影響はどのようになりますか。

ケアプランの有料化も大きな問題です。今回は有料老人ホームのみですが、次にはすべての事業のケアプラン有料化につながり、ますます高齢者の負担が増大します。日本共産党は負担増に強く反対しています。

③ 今回の有料老人ホームのケアプラン有料化は、中津川市ではどのような影響がありますか。

2040年を視野に入れたサービス提供体制（2040年改革）について、厚労省は、今後の人口動態や介護需要の変化をふまえ、全体を「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市」の3つに区分し、2040年に向けたそれぞれの対応策を示しました。特に「中山間・人口減少地域」では、人手不足などでサービス提供の維持・確保が困難な事態に対し、事業所の職員の配置基準の弾力化など、事業運営の「柔軟化・基準緩和」を図る新たなサービス類型を創設する方針が示されました。

その法律改定の内容は、介護サービスの人員配置基準の緩和や月単位の定額報酬の導入ができる「特定地域サービス」の創設です。

長野県	栄村			◎	
岐阜県	大垣市			○	
岐阜県	高山市			○	
岐阜県	関市			○	
岐阜県	中津川市			○	
岐阜県	恵那市			○	
岐阜県	山県市			○	
岐阜県	飛騨市			○	
岐阜県	本巣市			○	
岐阜県	郡上市			○	
岐阜県	下呂市			○	
岐阜県	関ヶ原町			○	
岐阜県	揖斐川町			○	
岐阜県	七宗町			○	
岐阜県	八百津町			○	
岐阜県	白川町			◎	
岐阜県	東白川村			◎	
静岡県	静岡市			○	

表は、全国介護保険担当課長会議にしめされた国の「特定地域」指定基準案です。岐阜県は16自治体で中津川市も入っています。

「特定地域」の決定の手順は

ア、国の「特定地域」指定基準案 中津川市は該当

イ、中津川市は地域としての「要否を検討」→11月にも意向を県に伝える

ウ、岐阜県が対象地域を指定

この手順に従えば、現在、中津川市が「要否の検討」中、というところです。特定地域に指定されれば、施設や在宅サービスの人員配置基準が緩く、介護報酬が定額制の「特定地域サービス」の導入が可能になります。「特定地域サービス」で職員は過重労働にさらされ、離職が進む危険があります。

さらに在宅サービスは、要介護4や5の重傷者まで保険給付から外し、無資格者でも従事できる新設の「特定地域居宅サービス事業」に置き換えられ自治体が業者に委託することが可能になる。保険給付は必要に応じて提供されますが、同事業には予算上限が設けられます。介護保険は「全国一律の保険給付」の原則を切り崩し、保険外しまで進めようとしています。

- ④ 市としてどのような検討されているのか、どのようにお考えなのか、伺います。
- ⑤ 中津川市として「特定地域」の意向を示さないように求めます。そして保険サービスの維持・継続、介護職員の確保・増員、介護事業所の経営支援で、「介護の基盤崩壊を食い止める努力」をされるよう求めます。市の見解を伺います。

さらに、この制度見直しは、利用者だけでなく、介護サービスを提供する事業所だけにとどまらず、中津川市の介護保険の基盤にも深刻な影響を与える大改悪と言わざるを得ません。

利用者が安心して利用でき、事業所が地域で安定して運営できるよう、介護保険への国の支出を増やし、国の責任で介護保険制度の充実を図ることこそ重要だと思います。

（３）中津川市第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

６月に開催された令和８年度第１回介護保険運営協議会では、第９期の検証と第１０期計画について、アンケートの結果やスケジュールが報告されました。今事業量の分析や介護保険料策定の準備がされているところです。１０月には第２回介護保険運営協議会が予定されています。政府は介護保険法の見直しを進めています。保険料に大きく影響されると思います。１２月ごろにはパブリックコメントも予定されています。

- ① 第９期介護保険事業計画「取り組みと目標」に対する自己評価結果で「△」の評価だった６項目あります。その中で２項目（介護離職防止のサービス提供体制の改善、有料老人ホームの質の確保）について、１０期計画ではどのように取り組むのか、見解を伺います。
- ② 団塊の世代がいよいよ８０歳代に入っていきます。ますます高齢化が進みます。介護の必要度が増加すると予想されますが、介護サービス事業と事業量の必要度を伺います。
- ③ １０期の保険料についてどのように推定されていますか。
- ④ 今まで市民の保険料で余った分をためた介護保険基金を保険料の軽減に活用するべきだと思いますが、いかがでしょうか。
- ⑤ 基金の全額を保険料軽減に使うべきと思いますが、万が一の事態が生じ

た時に残す基金の金額は、どの程度ですか。

- ⑥ 中津川市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案策定に向けて市長の決意をお聞かせください。

令和 8 年 9 月定例会 一般質問

令和 8 年 8 月 31 日

島崎 保人

1. 小中学校等の体育館への空調設備整備について

小学校、中学校の体育館は児童・生徒たちの学習・生活の場であるとともに、学校教育に支障がない時間帯には学校施設の地域開放として社会体育の振興を図るため、地域の子どもたちや住民のスポーツの場として提供されています。更に、万一の災害時には市民の皆さんに避難していただくための避難所に指定されています。

しかし、7 月 28 日に発生した熊本地震において、避難所となる公立小中学校の体育館などへの空調設備設置率が 20.9%と全国平均を大きく下回っていることと、空調設備整備の遅れによる避難所での熱中症リスクの悪化が問題となっています。

そこで、小中学校並びに社会体育施設の体育館などへの空調設備の必要性等について順次質問します。

(1) 熱中症の状況について

先日 7 月 23 日の新聞に「熱中症搬送 岐阜 3.1 倍」という記事が掲載されました。内容は、2025 年の 7 月～9 月に全国において熱中症で救急搬送された方の人数が、2008 年（平成 20 年）同期から 18 年間で 23,071 人から 3.5 倍の 80,667 人に増加しました。また岐阜県では 495 人から 3.1 倍の 1,552 人に増加したという記事でした。

そこで、熱中症に関し以下質問します。

① 中津川市において、2008 年及び 2021 年～2025 年の 7 月～9 月に熱中症で救急搬送された方の人数について伺います。

② ①でお伺いした救急搬送された方のうち、年齢 7 歳から 18 歳までの方の人数と比率をお伺いします。

③ 小学校及び中学校において、各学校が統一して取組んでいる熱中症予防対策について、主なもの 3 件をお伺いします。

④ 小学校及び中学校での 2008 年及び 2021 年～2025 年の 7 月～9 月の間において、

体育館を活用した授業中に熱中症と思われる症状で救急搬送または医療機関を受診された児童・生徒の人数についてお伺いします。

何故この質問をするかと言いますと、気候変動を大きな要因とする気温の変化が、毎年の熱中症による搬送件数に影響しているのではとの思いからです。

(2) 気温上昇の現状と体育館への空調設備の必要性について

先日、これも新聞に掲載されておりましたが、2025 年の猛暑日の年間日数が、岐阜県を含め本州内陸の 7 府県で 50 日を超えた、また直近 5 年間の増え方が著しいという記事でした。

そこで、気象庁のデータから中津川市の最高気温の状況を調べたところ、以下の表のとおり 2011 年（平成 23 年）から 2021 年（令和 3 年）までの間では、猛暑日の日数には大きな変動が見られないが、2021 年（令和 3 年）から 2025 年（令和 7 年）の間では真夏日（30℃以上）は、46 日から 86 日に、猛暑日（35℃以上）は 3 日から 24 日に大きく増加していることが分りました。

●中津川市における真夏日以上及び猛暑日の年間日数の推移表

	2011 年	2016 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
30℃以上日数	67	60	46	65	82	80	86
35℃以上日数	3	4	3	9	17	29	24

また、気象庁では将来の気温の変動を予測していますが、多くの地域で猛暑日の日数が増加すると予測しています。

そこで、以下質問します。

- ① これまで、真夏日・猛暑日の日数が増加してきた状況、また今後も増加するとした気象庁の将来予測、更には熱中症で救急搬送される件数が増加している状況を踏まえ、児童生徒の学習・生活の場の安全・安心を確保するため、また万一発生した災害時の避難所としての環境改善を図るためにも、小中学校の体育館への空調設備の必要性はかなり高まったと思いますが、教育委員会のお考えをお伺いします。
- ② 東美濃ふれあいセンター以外の社会体育施設の体育館におきましても、熱中症のリスク解消のため、また万一発生した災害時の避難所としての環境改善を図るた

めにも、空調設備の必要性はかなり高まったと思いますが、文化スポーツ部のお考えをお伺いします。

(3) 体育館への空調設備整備計画の策定について

小中学校の体育館は、体育の授業や学校行事、部活動の場であると同時に、万一の災害時には地域の避難所として機能する重要な施設であります。十分な断熱性能を持たないまま建設されており、夏は酷暑、冬は底冷えする空間となっているのが実情です。

こうした状況を背景に、国が空調設備整備を更に後押しするため令和 6 年度に「空調設備整備臨時特例交付金」を創設したところ、避難所に指定されている小中学校の体育館への空調設備設置率の全国平均が、令和 7 年 5 月現在 23.7%から令和 8 年 5 月現在 33.1%と 1 年で 9.4 ポイント増加しました。

ちなみに、岐阜県の令和 8 年 5 月現在の設置率は全国平均とほぼ同じの 33.2%、中津川市は 0%です。

この「空調設備整備臨時特例交付金」制度は、補助対象期間が令和 15 年度まで、補助対象事業は避難所指定された小中学校体育館への空調設備整備事業、補助率は 2 分の 1 に拡大、補助単価は 1.5 倍の増額、地方財政措置として起債充当率 100%及び交付税算入率 50%、更には体育館の空調に係る電気代への交付税措置がされるというものです。

中津川市では、これまで全ての小中学校の普通教室、特別教室への空調整備に取り組む、児童生徒の安全・安心の確保にご尽力いただいております。その事業も令和 8 年度で完了する予定となっておりますことに深く感謝申し上げます。

しかし、気候変動に伴う真夏日、猛暑日の日数増加、それに伴う熱中症による救急搬送者の増加、万一の災害時の避難所としての活用、更には空調設備整備臨時特例交付金制度の対象期間の事を考えますと、次はいよいよ体育館の空調設備整備に取りかかる番ではないかと思えます。

そこで、以下質問します。

- ① 小中学校の体育館は、交付金の対象期間等の事を考えますと、早急な空調設備整備計画の策定が必要と考えますが、教育委員会のお考えをお伺いします。

東美濃ふれあいセンター以外の社会体育施設の体育館は、多くの市民の方が利用していますが、夏の猛暑の中で使用された方からは「外気より温度が高くなり、熱

中症で倒れる参加者がいるのではないかと最後まで気を抜くことができない。」というご意見を頂きます。

- ② 小中学校の体育館同様、社会体育施設の体育館についても早急な空調設備整備計画の策定が必要と考えますが、文化スポーツ部のお考えをお伺いします。

中津川市には阿寺断層帯や屏風山断層など多くの活断層があり、30年以内の地震発生確率は高い箇所では11%となっています。また、当市に被害を及ぼす可能性がある南海トラフ地震については、30年以内の地震発生確率が70%から80%と非常に高い数値となっております。

更に、中津川市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、ハード、ソフト両面に渡る整備が必要となっております。

中津川市の小中学校の体育館及び社会体育施設の体育館のほとんどが、万一の災害時の避難所に指定されていることと、令和6年1月の能登半島地震や先日の熊本地震の状況等を考察しますと、避難所としての体育館の環境改善を図る必要性はかなり高まったと感じております。

そこで、防災並びに財政を担当する総務部にお伺いします。

- ③ 体育館の早急な空調設備整備計画の策定が必要と考えますが、防災の視点からお考えをお伺いします。
- ④ 有利な「空調設備整備臨時特例交付金」や地方財政措置を活用し、空調設備整備計画を策定するとともに、必要性の高い体育館から順次空調設備整備を進めていくべきと思いますが、財政の視点からお考えをお伺いします。

9月議会一般質問

鷹見信義

1. インクルーシブ教育について

障がいのある人も障がいのない人も互いに尊重し、支えあう社会の実現は、成長の過程で身につくものです。学校教育の充実が、子どもたち、先生、保護者、地域の人々にとっても障がいのある人を通して、障がいについて分かり合い、考える重要な場になると思います。しかし、日本の社会は共生社会とは遠い所にあり、学校は分離の考えからなかなか抜けられません。共に育ち理解する機会がないことで差別が生じています。

津久井やまゆり園で、2016年7月26日障がいのある人の存在を否定する元職員に入所者19名の方が殺され、職員を含む26名が重軽傷を負い、10年を迎えました。警察も19名を匿名で新聞発表する異例の対応でした。ネットでは、元職員の主張に賛同する声もあり、差別の声は社会の有り様を映し出す事例になりました。

一人ひとりの人権意識が問われる事件でした。

2016年人権三法が施行、その一つ障害者差別解消法が全面施行、岐阜県では2016年に「障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が制定され、誰でも平等で安心して暮らせる共生社会の実現をめざしています。

しかし、特別支援学級、特別支援学校の在籍生徒数は全国で増加しています。

特別支援学級 2015年度20万人、2025年度42万人

特別支援学校 2015年度7万人、2025年度9万人

今年度は、次期学習指導要領の改訂に向け、中央教育審議会で具体的な内容の審議がされるそうです。2030年度から学習指導要領は順次改訂されます。新たな学習指導要領では子どもの多様さを大切に障がいのある子とない子が共に学ぶ仕組みを基本にしながら多様な困難を抱えるすべての子どもを包摂する柔軟な教育課程の構築、通常学級に多様な子がいる、すべての子ども達の学びやすさにつながる学びに転換され、通常学級で柔軟な支援ができる学級規模や体制をシミュレーションし実現への道筋がつけられるよう考え方が大きく変わるそうですが、実現までには時間を要すると思います。

子どもの成長は待ったなしです。

質問に入ります。

- ① インクルーシブ教育について、中津川市の方針や取り組みをお伺いします。
- ② 障がいのある子どもとない子どもが、特別支援学校と通常学校で対面やオンラインで交流したり、共に学び、共に育つ環境は現在ありますか。お伺いします。
- ③ 交流している学校があれば、児童の様子を教えてください。
- ④ 「友達と同じ校区の学校に行きたい」と思っている、校区の学校に設備、補助する環境が整わなければ行けません。支援学校に行くことが前提になっていて諦めている親や子どもがいますと聞きます。希望にそった学校の選択は難しいと思いますが、指導要領改訂を待つのではなく、誰一人取り残さない学びの保証、学校のバリアフリー化を一步ずつ進めていただきたいと思います。見解をお伺いします。
- ⑤ 通常学級で障がいのある子どもに個別支援の先生がついて支援されていたのに、高学年になったら支援の先生がいなくなり勉強が分からなくなるのではないかと心配する声があります。支援員の確保と、配慮が必要な児童生徒に応じた柔軟な対応ができる支援員の研修が必要だと思います。個別支援が受けられる体制が整っているか、お伺いします。

令和8年9月定例会
一般質問要旨

令和8年8月26日
6番 糸魚川 伸一

1. 官民連携による攻めの空き家予防について

親世代が元気なうちに家や家財について適切な処置がされていれば、資産価値を大きく損なうことなく、残された子どもへ負担をかけることもありません。一方、必要な対策が行われないうちに親が亡くなった場合、子どもがその膨大な処理を担わなければなりません。しかし、現役で仕事に追われていたり遠方に住んでいたりとすれば、実質的にその対応は極めて困難であり、手つかずで放置されてしまうのも無理のないことと言えます。

将来空き家になることが想定される物件をお持ちの方は、子どもや周囲の住民に迷惑をかけてはいけないと思いつつもその対策に行動に移せないのが現状です。空き家問題の本質は、人の行動が立ち止まってしまうことにありと考えます。

- ① 空き家物件がなぜ動きのない状態になってしまうのか、その要因をどのように分析されているかご見解を伺います。

令和8年6月定例会での宮嶋議員の「特定空き家発生の未然防止について」の質問では、「年3回の不動産無料相談会の実施」「相談ができる体制の構築」と答弁されています。

- ② 不動産無料相談会が実施されるに至った経緯を伺います。

- ③ 不動産無料相談会に参加された方の定員の充足状況と、現状行っている空き家予防策全般に対する評価と手応えについて伺います。

所有者が元気なうちに適切な手を打っておくことは、決して容易なことではありません。さまざまな行動を起こさなくてはならないことがあるかもしれませんし、多額の費用が必要になることもあるかもしれません。市民自らが強い

意識を持ち、諸問題を解決していかなければなりません。しかし、現実には「何とかしたいと思いつつも、どこから手をつけて良いか分からない」「費用がいくらかかるか見当がつかない」「対策をとるメリットや、放置するデメリットがピンとこない」というのが多くの市民の現状ではないでしょうか。市民が実際に行動へ移すためには、その背中をそっと押す行政の支援が必要であると感じます。

- ④ 空き家を未然に防止するために、市としてどのような役割を果たすべきとお考えか、ご見解を伺います。

本市の空家等対策計画では空家等の発生の抑制として、講演会や勉強会の実施が挙げられています。本市と提携している民間事業者が、中津川市区長会連合会理事会の会合で一部時間を利用して事業紹介を行ったことを承知しております。

- ⑤ 民間事業者による情報提供について、その効果と評価をどのようにお考えでしょうか。また、今後こうした民間の力を活用した情報発信をどのように展開していくお考えか伺います。

市民が空き家予防に向けて一步を踏み出すためには、まず何よりも知ってもらうことが重要だと考えます。相続や税金の仕組み、放置するリスク、売却・賃貸・解体といった選択肢、さらにはどうすれば得になるのかといった知識があることで、我が家ならどうだろうと当てはめて考え、家族で話し合うというアクションに繋がるのではないのでしょうか。現状の施策ではこの「知る」という重要なプロセスが抜け落ちているのではないかと考えます。単にチラシを配ったり広報に掲載したりするだけでなく、市民が自ら関心を持って知り、考えるきっかけとなるような、実効性のあるセミナーの場を市として提供していくべきと考えます。しかし、市が単独で行う講演会や出前講座では、リスク管理や周囲への迷惑防止といったイメージがあり、市民の参加意欲が高まりにくいと考えます。そこで、相続や税金、売れる物件にするコツや資金計画など、その業界の専門家による知って得する前向きな情報であれば、市民は積極的に聞きに行きたいと思うのではないのでしょうか。中津川市の現状に即した内容であれば、なおのこと関心が高まるものと思います。不動産業をはじめとする多様な専門家を講師にお招きすることは、市民にとって選択肢を広げる絶好の機会となります。また、事業者にとっても将来の顧客開拓というメリットがあり、双方に大きな意義があります。

- ⑥ 本市の空家等対策計画に掲げられている空き家予防策を、一般市民を対象とし、民間の専門事業者を講師として招き、官民連携による空き家セミナ

ーを開催すべきではないかと考えます。ご見解を伺います。

本市の空家等対策計画では、専門家団体等との連携や相談体制の充実が掲げられています。しかしながら、計画に記載されていることと、実際に困っている市民がどこに行けば解決できるかという実効性のあるプラットフォームが機能しているかは別問題です。市民が空き家問題を解決するにあたっては、不動産業者のみならず、司法書士や税理士などの他、資金面の相談に乗る金融機関、さらには解体業者など、多様な専門家の力を必要とする場合もあると考えます。現実、市民自らがこれら複数の事業者を何軒も回ることが大きな負担となるのではないのでしょうか。行政だけで相談に応えることが難しいのであれば、地元中津川市内の民間事業者の専門力を活かすことを考えてはいかがでしょうか。

- ⑦ 中立性を保つためにも特定の業者ということではなく、宅建協会や司法書士会、行政書士会など、各専門家団体と包括的に連携するプラットフォームを構築してはいかがかと考えますが、ご見解を伺います。

先程伺った各種業界の専門の団体で行っていただくセミナーと相談会を同時に開催してはいかがかと考えます。セミナーと相談会の同時開催は、市民にとっては知りたい情報が得られ、また、相談ができる解決の場となります。また、民間事業者にとっては、定期的にセミナーが実施されるのであればあらたな顧客開拓の場ともなります。また、行政にとっては費用を抑えながら空き家発生 of 未然防止が期待できると考えます。

- ⑧ セミナーと相談会を同時開催とすることで、市民の負担を減らしつつ、抱える複合的な問題を一括解決に導くことができるのではないかと考えます。セミナーと相談会を同時に開催すべきではないかと考えますが、ご見解を伺います。

本市では「空家等対策計画」を策定しております。令和5年の住宅・土地統計調査で本市の空き家率は22.5%。国平均13.8%、東濃5市平均17.1%より高い値となっています。また、65歳以上の持ち家一戸建ては11,960戸で、10年後には現在の55～64歳の世帯主も加わることで将来的な空家予備軍が増加していると分析しています。そうした中、空き家を未然に防ぐ予防にこそ重点的に取り組むべきではないかと考えます。どんなに立派な住宅であっても、放置されれば迷惑空き家となってしまいます。一方で、所有者が元気なうちに適切な対策を講じ、相続などの課題が整理され、適切に管理された住宅であれば、中古住宅として地域の貴重な資源となります。特に、建築

資材が高騰し、新築住宅の取得が難しくなっている現在、中古住宅は、住宅を求める若い世代にとって魅力的な選択肢となります。さらに、リニア中央新幹線の岐阜県駅開業を控える本市にとって、こうした物件を移住・定住につなげることは、人口が減少している地区にとっても大きなチャンスとなるのではないのでしょうか。

- ⑨ 従来の取り組みから一歩踏み出し、予防に重点を置いた施策へ注力し、移住・定住までを一連の施策として強力に進めることについて、市長の考えを伺います。

1. リニア工事の住民説明について

2026 年 7 月 28 日の岐阜新聞が「中津川市千旦林のリニア中央新幹線中部総合車両基地の工事現場で、6 月 26 日と 7 月 2 日の 2 回、場内の雨水を一時的にためる貯留池が崩れ、土砂を含んだ水が近隣の農業用のため池に流れ込む事故が発生していたことが 7 月 27 日、JR 東海への取材で分かった。」と報じました。

- ① 貯留地の崩壊から報道までに 1 カ月以上経過しています。中津川市として把握したのはいつですか。
- ② 報道によると、「流出の原因は排水ポンプの目詰まりなど『施工中の排水管理に問題があったため』としている。」と「管理不足」を問題としています。なぜ今回のような管理不足が起きたのか、JR 東海からどのような説明を受けたのか伺います。
- ③ 8 月 13 日～14 日にかけて千葉県を襲った千葉豪雨では、ハザードマップの浸水想定区域外でも人が亡くなる甚大な被害が発生しました。大型工事の際に設置する貯留地や調整池について、従来以上の雨量等を想定し設置基準の見直しをすべきと考えますが市の対応を伺います。
- ④ 報道によると「JR 東海がため池の放流部で水質を計測したところ、農作業に影響のあるような有害物質は検出されなかった。」と報道されていますが、今回のような事業者の管理不足によって起きた問題について調査する場合は、JR 東海内での検査ではなく、第三者による検査が望ましいと考えます。市の所見を伺います。
- ⑤ 報道によると「JR 東海は仮設調整池の供用開始を早め『現在は必要な対策を実施している。』とコメントした。」とありますが、今回の泥水の流出の原因は「排水管理」と説明しています。この「管理」についての改善点について JR 東海からどのように説明されたのか、また「必要な対策」について具体的に何をしたのか伺います。

新聞報道後、馬見岩地域の方に貯留地が崩れ泥水が流出したことについて伺うと、聞いていない、説明を受けていないと話されていました。JR 東海に確認したところ、ため池の水利組合加入者のみに説明したと回答がありました。

- ⑥ ため池の想定浸水区域内の住民に対しても十分な説明が必要であり、市から JR 東海に対し住民説明をするよう求めて頂きたいと思いますが、市の所見を伺います。

8 月 23 日、24 日に坂本地域の住民に対し、リニア工事の本格化に伴う工事車両の通行量の増加について説明会が開催されました。これまでも JR 東海による説明

会では、記録のため JR 東海が撮影、録音をすること、一方で住民に対し撮影・録音を遠慮するよう冒頭で説明されます。この状況はあまりにも不均衡であり、正確な記録（録音）が残せないことは、住民にとって大きな不利益や不安につながります。

- ⑦ JR 東海に対し住民側の撮影・録音を許可するよう市からも要求して頂きたいと考えますが対応を伺います。

説明会では、以前より安全性を指摘している坂本三坂の交差点から中町を通る道路で、これまで恵那方面への一方向のみでの通行だったものを、今後、双方向に工事車両が通る説明も行われました。

- ⑧ センターラインも引けない道幅の狭い道路です。地域の方からも心配の声を聞いています。一方向のみの通行を今後も続けるべきと考えますが市の所見を伺います。

通学時間は走行を控えるとの説明がありました。登校時間は見守り隊の方も見えますが、帰宅時間は学年ごとに異なります。また、登校時間のピークを過ぎた 8 時台は、慌てて走っている子どもや自転車通学の学生もいます。

- ⑨ 朝の通行を午前 9 時以降とし、午後の通行は学校と連携し台数を減らすなどの対応も必要だと考えます。市の所見を伺います。

JR 東海による地域説明会では、これまでに告知方法の改善を個別に求めてきました。現在も告知方法は回覧板のみとなっています。回覧板での告知は説明会当日までにお知らせが届いていないケースが起きています。また、過去には説明会の延期については中津川市からのメールや LINE を通じて送られたことがあります。すぐーの利用など校区ごとに連絡することも可能です。

- ⑩ 住民に説明会開催について余裕をもって通知するためにも、市のメールや LINE を利用したお知らせを活用して頂きたいと考えます。市の所見を伺います。

リニア工事だよりでは工事の工程についての説明がありますが、調査結果などの住民への報告が不十分です。瑞浪市大湫町では地下水低下による井戸枯れ、住宅の地盤沈下で 2 年間工事が中止されています。市内では、山口トンネルが簡易水道の水源地の地下にあり影響が懸念されています。

- ⑪ トンネルからの地下水流出量について過去 3 年間程度の数値を増減と特徴も含め伺います。また、JR 東海からどのように報告を受けているのかについても伺います。

- ⑫ 山口簡易水道の水源地周辺水量調査を、市単独で実施していると聞いていますが、その結果と特徴を伺います。

- ⑬ 坂本では駒場トンネルの掘削が本格化します。農地の地下を通るためその影響が懸念されます。大湫町の様なことが起きないために毎月の水量の把握が必要です。JR 東海に対し、水量を毎月地元公表すべきだと考えます。所見を伺います。

- ⑭ リニア工事にともなう調査の結果についても住民に対し十分な説明が必要です。市として JR 東海に要望して頂きたいと考えますが所見を伺います。
- ⑮ 令和 8 年 6 月議会でリニア開業を見据えた取り組みとして、岐阜県東濃 5 市未来のまちづくり協議会にかかる経費 200 万円が計上されました。令和 8 年 9 月議会の初日に市長より台湾訪問の報告がありましたが、会計についての説明がありませんでしたので、東濃 5 市合わせた協議会にかかる経費と、そのうち台湾訪問にかかった交通費、宿泊費等の詳細な内訳と合計金額、また、県や国の経費負担があれば、それも含めた会計について説明を求めます。
- ⑯ 岐阜県東濃 5 市未来のまちづくり協議会の令和 8 年度の今後の予定と予算の使い道について伺います。

2. 子どもの権利保障について

中津川市の人権施策は、すべての人々の人権が尊重され共存ができる平和で豊かな社会の実現を目指し、様々な取り組みが行われているなかで、平成 22 年 11 月に「中津川市人権施策推進指針」を策定し、「人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にすまち」を基本理念とし、その実現に向け人権施策を推進してまいりました。

その後、平成 28 年 3 月には「第 2 次中津川市人権施策推進指針」を策定、令和 3 年 3 月には、新型コロナウイルスなどの感染症患者への偏見や、インターネットによる誹謗中傷などの新たな人権問題が発生している社会情勢の変化を受け、これまでの基本的な取り組みを見直し、「第 3 次中津川市人権施策推進指針」を策定しました。そして、令和 8 年度から「第 4 次中津川市人権施策推進指針」がスタートしています。今回はその中でも「こどもの人権」について伺います。

国連の子どもの権利条約第 12 条では「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」とあります。こどもの人権にかかわる施策の方向性の決定にあたり、子ども達の意見を調査、反映する必要があります。第 4 次中津川市人権施策推進指針の策定にあたり行われた「人権に関する市民意識調査」では、無作為に選んだ中津川市内に在住する 18 歳以上の市民 1500 人の他、市内の小学 5 年生から中学 3 年生が対象となっています。

- ① 子どもの意見は全体のうち何パーセントですか。
- ② 高校生世代の声が反映されていません。何らかの形で高校生世代の声を反映する必要があると考えますが、市の所見を伺います。

- ③ 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の認知度について、「名前も名称も知らない」との回答が平成 27 年度調査では 31%、令和 7 年度調査では 43.2%と後退しています。人権施策は策定も含め平成 22 年度から開始していますが、子どもの権利条約の認知度が後退した理由を伺います。
- ④ 国連の子どもの権利条約の認知度を上げるために見直した取り組みや改善した点あれば伺います。
- ⑤ 施策の方向性としてこどもの人権に対する親への意識啓発を強化とあります。親への具体的な取り組みを伺います。
- ⑥ 親以外の大人や社会全体の意識啓発を強化する必要があると考えますが、市の所見と既に取り組んでいることがあれば伺います。
- ⑦ 「こどもに対する虐待などの人権問題の関心度について」「かなりある」との回答が平成 27 年度調査では 45.5%、令和 7 年度調査では 37.9%と関心度も後退しています。「まあまあある」を含めても微減です。関心度が下がってしまった理由について市の所見を伺います。
- ⑧ 施策の方向性として虐待通告義務への理解を深めるための啓発とありますが、関心度を上げるために見直した取り組みや改善した点あれば伺います。
- ⑨ 子どもの権利保障について市長の考えを伺います。

3. 学用品費の負担軽減について

文部科学省は、物価高を受けて令和 7 年 6 月、全国の教育委員会に対して保護者負担軽減に向けた取り組みの情報提供を呼び掛けました。そして、令和 8 年 7 月に「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例」を全国の教育委員会等へ周知しました（資料 1）。7 月 17 日には公益社団法人日本 PTA 全国協議会など複数の PTA 団体に対し、学校における保護者負担軽減に向けた取り組みの推進に積極的に参加するよう呼び掛けています。

日本教育新聞は社説で「この時期に通知が出されたことには二つの意味がある。」とし、「一つは授業のない夏季休業中に、本当に一人一人が購入する必要がある教材なのかという視点で学校全体を見直す契機とすること」「もう一つの意味は、来年度に向けた自治体の予算要求の時期に合わせたことである。教育委員会や設置者が保護者の負担

軽減、学校の物価高対策として予算化することが期待される。」と論説しています。

そこで中津川市の補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の取り組みについて質問します。

- ① 中津川市の学用品費の保護者負担額について、毎月の学費等徴収額と、毎月の徴収とは別に保護者負担としている教材等（例：算数セットや習字道具など）の教材費、更にその 2 つの合計金額を小学校、中学校それぞれ学年ごとに令和 7 年度実績でお答えください。（学校ごとに異なる場合は市内最高額と最低額を教えてください。）
- ② 文部科学省から物価高を受けて、令和 7 年 6 月、全国の教育委員会に対して保護者負担軽減に向けた取り組みの情報提供を呼び掛けていますが、中津川市で現在行っている負担軽減策について伺います。
- ③ 今回の文部科学省からの通知を受け、今後、新たに取り組みを検討していることについて伺います。
- ④ 制服のリユースについて現在取り組んでいる学校を教えてください。
- ⑤ 制服のリユースの取り組みを管理運営しているのはそれぞれどこになりますか。

先に紹介した文部科学省から PTA 団体に行なわれた協力依頼には、地域との連携による制服や教材等の再利用に向けた仕組みづくりなどにも言及しています。

- ⑥ 中津川市では、中学校卒業時に着用していた制服をボタンのみ交換して高校でも着用している学生も多くいます。市内の高校にも制服のリユースを呼びかけることで集まる制服の数もサイズも増え、制服のリユースが更に利用しやすくなると考えます。ぜひ、市として高校生に向けて頂きたいと考えますが、市の所見を伺います。

中学生の保護者から「体操着が学年ごとに色分けされると、きょうだい間でのおさがりが出来ず、新たに購入が必要となるので、学年問わず使用できる形にして負担を軽減して欲しい。」と相談を受けています。小学校では学年ごとに体操服の色を分けていません。また、2014 年埼玉県朝霞市で起きた中学生誘拐事件は、犯人が事前に持ち物から名前を把握し、親の知人を装い犯行が行われました。防犯上、名前が見える形で着用することを心配する保護者もいます。

- ⑦ 必要があれば名札など後付け出来るものを用意し、リユースしやすい体操服にして頂きたいと考えます。市の所見を伺います。

経済的に厳しい家庭に対し行われている就学援助金ですが、現在、あらゆるものの物価が上がりこれまで余裕があったと考えられてきた世帯でも、生活が苦しくなったと感じる家庭が増えています。中津川市は生活保護基準の 1.3 倍以下を対象とし

ていますが恵那市は 1.5 倍に改善しています。

- ⑧ 就学援助金の対象者となる世帯の所得制限を引き上げ、対象者を拡充すべきと考えます。市の所見を伺います。

令和 6 年 9 月議会の日本共産党木下律子議員の一般質問で、就学援助金の申請に民生委員との面談を求めているとの回答がありましたが、文部科学省の『就学援助事務システム標準化検討会』では「就学援助認定のために地区民生委員の意見をもらうことを必須とすることで、就学援助の申請者数への影響があるという調査結果がある」との意見があげられています。

- ⑨ 民生委員の関与により申請者数に影響が出ることについて市の所見を伺います。

総務省では 2025 年 3 月に、民生委員の担い手確保が課題となる中「国の法令・通知等に基づく証明事務について、他の公的書類等で事実確認が可能であるにもかかわらず民生委員により証明が行われた事例や、公的書類等では事実確認できない場合にのみ民生委員による証明を求めるとする運用が徹底されていないなどの事例がみられました。さらに、地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務については、規定等を見直し、業務システムなど行政情報の連携や公的書類等で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体がみられました。このため、今回調査対象とした行政手続を所管することも家庭庁、法務省及び厚生労働省に対し、証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずることを要請しました。」(資料 2) とし、この中には就学援助も含まれています。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_250328000180683.html

(総務省ホームページ)

- ⑩ 文部科学省の検討会で就学援助の申請数への影響について指摘され、総務省からも廃止や運用の見直しを求められている民生委員の関与について、中津川市も廃止して頂きたいと考えますが、市の所見を伺います。

・資料Ⅰ

別添1**学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例**

※保護者に対する補助教材及び学用品等の費用支援の事例を除く

事例1 保護者負担としていた教材等を学校備品として整備**(教科関係)**

- ☐ 習字用具（墨のみ保護者負担。）や水書用具を学校備品として整備。
- ☐ 算数セット（おはじきや算数ブロック等の一部のみの整備を含む。）を学校備品として整備。
- ☐ 彫刻刀を学校備品として整備。
- ☐ 裁縫セット（裁ちばさみや竹尺等の一部のみの整備を含む。）を学校備品として整備。
- ☐ ものさし（30センチ定規等の整備を含む。）を学校備品として整備。
- ☐ 画板や探検バッグを学校備品として整備。
- ☐ 栽培セットの土と苗を公費で整備。
- ☐ 鍵盤ハーモニカを学校備品として整備（保護者は、マウスピース・ホースを購入することも可。）。☐
- ☐ リコーダーの使用を見直し、新たにギターを学校備品として整備。☐
- カスタネットを学校備品として整備。
- ☐ 柔道着を学校備品として整備し、希望者に貸与。
- ☐ 辞典（国語辞典・漢字辞典等。）を学校備品として整備。
- ☐ そろばんを学校備品として整備。

(備品関係)

- ☐ 机の引き出しを学校備品として整備。
- ☐ 作品ホルダーを学校備品として整備。

事例2 学校指定品の見直し等

- ☐ 制服を見直し、安価に購入できるように変更。
- ☐ 標準的な仕様に適合していれば、指定メーカー以外の市販品でも購入・使用できるように方針を変更。
- ☐ 体育館履きと上履きを統一。
※このほか、教室を土足可とすることで上履きを廃止している自治体もあります。
- ☐ 学校指定品を見直し、指定品の範囲を緩和。
- ☐ 指定品であった通学バッグを自由化。
- ☐ ランドセルの購入が必須でない旨を周知。
- ☐ 指定体育服の購入を取りやめた代わりに指定ビブスを購入させ、各自が用意した体育服の上から着用することとした。

事例3 制服や教材等の再利用

使用しなくなった算数セット、彫刻刀、画板等を、寄附を通して学校備品として再利用。

使用しなくなった制服・運動着の寄附を募り、再利用品として希望者に貸与。

入学記念品として、制服や運動着（自治体によって異なる。）を新入生に贈呈。

事例4 消耗品を学校で用意

個人所有だったテープ、のり、ボンド等を学校で整備したものを共用するように変更。

事例5 その他

公費負担する学用品の考え方を整理したガイドラインを作成し、公費で負担すべき学用品を拡大。

教育委員会から小中学校に対して、教材費の平均額を示すとともに、保護者の経済的負担を考慮する（お下がりやリサイクル品の活用の推奨など）旨を通知。

※設置者の所管する一部学校での取組も含む。
※提供いただいた情報を基に文部科学省で作成。

資料2

民生委員・児童委員による証明事務に関する調査結果（概要）



① 調査の背景

〔通知日：令和7年3月28日 通知先：こども家庭庁、法務省、厚生労働省〕

■ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、無報酬のボランティアとして、地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動などの社会福祉の増進を図る活動を実施しており、地域における孤独・孤立など社会構造の変化の中で、その活動への期待と役割は増大

■ 民生委員の担い手確保が課題となる中、民生委員の活動の一つである証明事務（※）は、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握していることが前提となっているが、地域における人間関係の希薄化など環境が大きく変化しており、求められる証明の内容や面識の有無によっては、民生委員及び住民の双方に負担となっているとの指摘あり

（※）国の通知や地方公共団体独自の規定等に基づき、行政手続に際して第三者が一定の事実関係（生計同一、事実婚など）を証明するもの

② 主な調査結果

【証明事務に係る負担等の実態】

- ・ 事実婚の解消など事実把握が困難なことを証明することに不安を感じる、初対面の者から生活実態を聴取することに負担を感じるなどの意見あり
- ・ 「プライバシーに関わることを質問されたのは屈辱的」とする住民の声を契機に市町村が証明事務を見直した、「近所の人に身の上を知られたくない」として住民から遠方の民生委員の紹介を求められたなどの事例あり
- ・ 生活実態等を十分把握していない住民からの依頼を民生委員が断るとトラブルに発展する可能性があるとの市町村の意見あり

① 国の法令・通知等に基づく証明事務（調査対象11手続）

他の公的書類等で事実確認が可能であるにもかかわらず民生委員により証明が行われた事例や、公的書類等では事実確認できない場合にのみ民生委員による証明を求めるとする運用が徹底されていないなどの事例あり

② 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務（調査対象9手続）

規定等を見直し、業務システムなど行政情報の連携や公的書類等で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体あり（同じ行政手続でも民生委員による証明を求めるかどうかは地方公共団体によって区々）

③ 当省の意見

① 証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずること

（行政手続所管：こども家庭庁、法務省、厚生労働省）

② 地方公共団体による見直しの参考とするため、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している事例等を情報提供

（民生委員制度所管：厚生労働省、こども家庭庁）

※ 調査対象手続以外の手続においても、民生委員による証明事務の見直しが望まれることから、各府省等に対しても本調査結果を参考連絡

④ 期待される効果

証明事務の減少による民生委員及び住民の負担軽減

民生委員活動の円滑な実施や民生委員の担い手確保にも寄与

1

調査結果1 国の法令・通知等に基づく証明事務

調査結果

国の法令・通知等に基づく証明事務として11手続を調査。うち8手続では、他の公的書類等で事実関係を確認できるにもかかわらず、民生委員により証明が行われたなどの事例あり（※）

Np.	行政手続名（所管省庁）	証明する主な内容	調査結果の概要
1	休眠担当権抹消登記申請（法務省（民事局））	登記義務者が登記簿上の住所に居住していないこと実関係を証明する事例がみられた。	公的書類による証明が可能でも、民生委員が事実婚の事実
2	労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求（厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者の生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
3	長期家族介護者の遺族による援護金支給請求（厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者の生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
4	特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求（厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者の事実婚の事実	民生委員の証明書が事実婚を証明する書類の一つとして例示されており、民生委員が事実関係を証明する事例がみられた。
5	雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求（厚生労働省（職業安定局））	請求者と受給資格者の生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
6	児童扶養手当受給申請（こども家庭庁（支援局））	申請者が対象児童と同居	地方分権改革に関する地方公共団体からの提案を受け、民生委員以外にも証明者になり得る者を明確化。
7	特別児童扶養手当受給申請（厚生労働省（社会・援護局））	申請者が対象児童と同居	これにより、民生委員による証明を廃止した市町村があるものの、廃止していない他市町村から証明を求められ負担が生じている例がある。
8	生活保護受給申請（厚生労働省（社会・援護局））	申請者の生活実態等	厚生労働省では生活保護受給申請時に民生委員の意見書は必須でないとしているにもかかわらず、これを求めている地方公共団体がみられた。

当省の意見

証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずること

※ 3手続（日本学生支援機構貸与奨学金返還免除申請、国民年金・厚生年金保険未支給年金請求、生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）借入申込）は措置済み

2

調査結果2 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務

調査結果

地方公共団体の条例など独自の規定等に基づく証明事務として9手続を調査。民生委員による証明以外に確認する方法がないとして証明を求めているものがある一方、業務システムなど行政情報の連携、他の公的書類等で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体あり

No.	行政手続名	証明する主な内容	民生委員による証明を求めない 地方公共団体における主な代替の確認方法
1	被災証明書申請	被災地で生活している事実	・職員の現地確認 ・公共料金領収書の確認
2	ひとり親家庭等医療費助成 事実婚解消の状況等申請	・児童扶養手当業務システムとの情報連携 ・職員の聞き取り	
3	保育所入所（教育・保育給 就労（自営業等）の付認定）申請	状況等	・公的書類等（確定申告書、開業届、納品書のコピー等）の確認
4	自動車税・軽自動車税減免生計同一の状況等申請		・源泉徴収票の確認 ・職員の聞き取り
5	高等学校等授業料減免申請	生活困窮の状況	・家庭状況調査書や源泉徴収票等の確認
6	就学手続（就学校の変更・居住の事実 区域外就学申請を含む。）		・賃貸借契約書等の確認
7	就学援助（学用品費・医療 世帯の状況（収入や費・学校給食費等）申請	家族構成）	・市県民税課税・非課税証明書等の公的書類の確認
8	特別支援教育就学奨励費受給申請	世帯の状況（収入や家族構成）	・公共料金領収書の確認
9	公営住宅家賃減免申請	住宅困窮の状況	・職員の現地確認 ・「無職であることの申立書」の確認

当省の意見

地方公共団体による見直し
の参考とする
ため、民生委員による証明
を求めずとも
事実関係を確認
している事例等
を地方公共
団体に情報
提供

3

調査結果3 民生委員及び住民の負担等の実態等

○民生委員及び住民の負担等の実態

【民生委員へのヒアリング結果（主な意見）】

- ・ 事実婚の解消など事実が把握できないことを証明することに不安を感じている。
- ・ 申請者等の個人情報の取扱いに苦慮した。
- ・ 生活実態を把握していない初対面の者から聴取することに大きな負担を感じた。
- ・ 行政機関側で確認すべき事実と、民生委員で確認や証明をしてほしい事実を明確にし、民生委員には真に必要な分に限
定して証明を依頼するようにしてほしい。
- ・ 申請者から「民生委員からプライバシーに関わることを質問されるのは屈辱的だ」と泣きながら訴えられた。その後市
町村において制度が見直された。

【地方公共団体へのヒアリング結果（主な意見）】

- ・ 申請者と同じ地区に住む関係性の中で民生委員が証明事務を行うことは、非常に心理的ハードルが高いと考えられる。
- ・ 申請者から「なぜ民生委員という近所の人の証明が必要なのか」、「担当課の職員に話したことをなぜから民生委員
に話さなければならないのか」といった意見がある。
- ・ 国の機関の職員には、安易に民生委員に証明を求めず、本当に民生委員の証明以外の代替手段がないのか検討してもら
いたい。また、民生委員の証明を求めるのであれば、まずはその役割などを知ってほしい。
- ・ 申請者との関わりが強い機関（例えば、施設や学校等）に証明を依頼するようにしてほしい。
- ・ 申請者から「近所の人には身の上を知られたくないので話したくない」として遠方の委員を紹介するよう求められた。
- ・ 生活実態等を十分把握していない申請者からの依頼を断ってしまうとトラブルに発展する可能性があるため、民生委員
の負担となっている。

○地方公共団体における見直しに向けた取組

今回調査対象とした地方公共団体の中には、民生委員担当部局が中心となって、行政手続所管部局に働き掛けることによ
って、庁内全体の証明事務の見直し等に取り組み、民生委員の負担軽減が図られている事例あり

4

2026年9月議会一般質問

中津川市議会議員 吉村浩平

1. 公共交通の課題と今後について

地域公共交通計画は、2018年度から始まり、2026年度終了の計画であり、計画策定の目的として以下の項目を掲げています。

・市町村合併によって市域が広域化した中津川市においては、鉄道・路線バス・タクシーは、学生の通学や運転免許を持たない高齢者の通院・買い物など、自家用車を利用できない人々の移動に重要な役割を果たしています。

・また、地域公共交通を利用して観光地を訪れる外国人観光客も多数いることから、来訪者の移動手段としても地域公共交通の維持・確保は重要です。

・その一方で、市民の移動は自家用車に依存しており、地域公共交通利用者は減少傾向が続いています。このため、特に地域公共交通事業者の経営状況は厳しくなっており、市などが補助金によって赤字補填をしているバス路線も数多くあります。

・市内の移動において自家用車が主たる役割を果たしていることを前提としつつも、自家用車に完全に依存する交通体系では、学生・高齢者・来訪者など、移動に困難をきたす人々が存在することから、中津川市では住民や交通事業者と連携して、より利用しやすい地域公共交通を実現するための取組を進めます。

そこで、以上の項目を踏まえて質問いたします。

(1) これまでの事業の現状・振り返りについて

- ① 公共交通のネットワークの維持はできていますか。
- ② 現在の高齢者への補助の状況はどうなっていますか。
- ③ 障がい者への支援についてはどのような状況ですか。
- ④ 高校生のバス通学支援の利用者の満足度はどのくらいありますか。
- ⑤ 通学補助が拡充されたと認識していますが、その拡充の効果はどのくらいありますか。

(2) 今後の目指すべき姿について

小栗市長のキャッチフレーズの「シン・なかつがわ」を実現するためには、市民が安心して暮らせるいわば「シン・公共交通」を実現することが大切な要素だと思います。

令和9年度からは新たな地域公共交通計画が始まります。

その中では、2次交通による自家用車を持たない方にとっての生活の利便性、また安心感が必要だと思います。

今後の公共交通について以下の質問をいたします。

- ① 今後、バス路線の変更などでは、どのような検討が必要ですか。
- ② バス路線の変更における各種手続きは年2回開催されている公共交通会議での承認を経て行われると認識していますが、どのような協議・申請が行われますか。
- ③ こどもの通学の足としての支援はどのように行っていくですか。
- ④ バス路線では、坂下線の妻籠への延伸は好評と伺っていますが、このようなインバウンド・観光への今後の方針はいかがですか。
- ⑤ 駅前を利用しているバス会社・タクシー会社はもとより、地元住民等との協議が必要だと考えますが、このような場を設けていますか。
- ⑥ 中心市街地では、バス、タクシーを含めた現在の公共交通を維持しつつ新たな計画を策定することになると思いますが、今後は駅前ロータリーの改修について市民の意見もお聞きしつついいものを作っていただきたいと思いますが、見解を伺います。
- ⑦ リニア駅の周辺地域での公共交通についての全体の方針はいかがですか。
- ⑧ リニア駅周辺での2次交通については新しい視点や手法での考えがありますか。

中心市街地、リニア駅などが「まちの玄関口」として活用されるためには、事業者と連携して地域住民との意見交換を行い、現状の公共交通を維持していくという姿勢に加えて、リニア時代の新たな公共交通ネットワークの強化に期待して一般質問を終わります。

令和8年9月定例会一般質問要旨

Ⅰ. 生活保護制度における適正な保護の実施について

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けることを目的とした制度です。生活に必要な費用を保障するだけでなく、個々の状況に応じた支援を行うことで、生活の立て直しと自立を支える制度でもあります。

まず申し上げておきたいのは、今回の一般質問について、不正受給を防止することだけを目的として生活保護行政を強化すべきだという趣旨ではないということです。生活保護を必要とする方が、制度を利用することをためらうことがあってはなりません。

一方で、生活保護制度を適正に運用するためには、収入等の確認や必要な調査を適切に行うことも不可欠です。

中津川市が、この「必要な人を制度につなげること」と「制度を適正に運用すること」を現場においてどのように両立させているのかを確認するため、質問いたします。

(Ⅰ) 今回の生活保護不正受給事件を踏まえた市の認識について

2026年6月11日および7月24日の報道によると、中津川市において、給与収入等を申告せず生活保護費を受給したとして、市民が逮捕・再逮捕されたと報じられています。

今回の事案について、個別の事件として対応するだけではなく、生活保護制度の適正な実施という観点から検証することも重要であると考えます。

①今回の事案について、市が把握している事実を伺います。

②今回の事案について、市はいつ、どのような経緯で把握したのか伺います。

③今回の事案を踏まえ、現在の生活保護制度における調査・確認体制について、市として改善すべき点があると認識しているか伺います。

(Ⅱ) 適正な保護の実施と収入調査について

生活保護法第61条では、被保護者の収入等に変動があった場合の届出義務が定められています。また、同法第28条及び第29条では、必要な調査や関係機関等への資料提供の要求について規定されています。

①生活に困窮した市民が相談に来た場合、どのような手順で収入・資産等の調査を行い、保護の可否を決定しているのか伺います。

②生活保護受給者の収入・資産について、受給者からの自己申告が基本であると認識はしておりますが、課税情報・金融機関・勤務先等の情報との照合をどのように行っているのか伺います。

（３）不正受給と申告漏れの取扱いについて

生活保護法第 63 条による返還と、同法第 78 条による徴収は、その要件や性質が異なります。

生活保護を受給する方の中には、意図的に収入を隠す方だけではなく、制度についての理解が十分でなかったり、生活管理や手続きに困難を抱えている方もいらっしゃいます。

したがって、収入の未申告という結果だけをもって一律に悪質な不正受給と捉えるのではなく、その原因や本人の状況を踏まえて適切に判断することが必要と考えます。

①生活保護法第 63 条による返還金及び第 78 条による徴収金について、現在の未収金額と回収状況を伺います。

②未回収となっているものについて、その理由をどのように把握し、どのような基準・方法で回収に取り組んでいるのか伺います。

③生活保護法第 78 条第 4 項では、徴収金について「国税徴収の例により徴収することができる」と規定されています。徴収金について、国税徴収の例による徴収を行う場合、どのような手続きや基準に基づいて対応しているのか伺います。

④受給者本人の障害・認知機能・生活管理能力その他の事情について、ケースワーカー等がどのように把握し、その後の支援や対応に反映しているのか伺います。

⑤収入の未申告等が判明した場合、市では「故意による不正」と「制度の理解不足や生活上の困難による申告漏れ」をどのような基準で区別して対応しているのか伺います。

（４）ケースワーカーによる支援とチェック体制について

社会福祉法第 16 条第 2 項では、市の福祉事務所における現業員の数について、被保護世帯 240 世帯以下の場合は 3 人を標準とし、80 世帯増すごとに 1 人を加えることとされています。この基準は制度創設時から長期間にわたり維持されているものです。

中津川市では現在ケースワーカーを 3 人配置しており、法に定める標準数を満たしていると認識しています。

一方で、現在のケースワーカーには、家庭訪問や生活状況の把握だけでなく、就労支援、障害・疾病への対応、子どもの貧困、家計管理、関係機関との連携に加え、地域特性もあり、複雑かつ多様なケースへの対応が求められています。そのため、法定の標準数を満たしていることと、実際の業務量が適正であることとは、必ずしも同じではないと考えます。

ケースワーカーの業務量が過大であれば、一人ひとりの受給者の生活状況の把握や、収入確認、必要な支援が十分に行えない可能性があります。

- ①現在のケースワーカー一人あたりの担当世帯数と、現在の業務量について、市としてどのように把握・評価しているのか伺います。
- ②担当世帯数だけでは把握できない個々のケースの困難性や対応に要する時間についても、業務量を評価する際に考慮しているのか伺います。
- ③現在の３人という配置について、法定の標準数を満たしていることに加え、実際の業務量やケースの困難性を踏まえても適正であると認識しているのか伺います。
- ④今後、実際の業務量やケースの状況を踏まえ、必要に応じて人員配置を見直す考えがあるのか伺います。

（５）今回の事案を踏まえた今後の生活保護行政について

今回の事案を単に「不正受給があった」という事実だけで終わらせるのではなく、事案の発生から発見に至るまでの過程を検証し、行政側の事務執行や体制に改善すべき点がなかったのかを明らかにすることが重要であると考えます。

また、その検証結果を、今後の適正な保護の実施に繋げていく必要があります。

- ①今回の事案について、市として事務執行上の検証を行ったのか伺います。
- ②検証を行ったのであれば、どのような課題が明らかになったのか伺います。
- ③その検証結果を踏まえ、収入調査、ケースワーク、受給者への制度説明、関係機関との情報共有など、具体的にどのような改善を行うのか伺います。
- ④今回の事案を契機として、生活保護を必要とする人を取りこぼすことなく、一方で制度の適正性を確保するため、今後どのような生活保護行政を目指していくのか伺います。

２．カスタマーハラスメント等への対応について

令和６年６月より３回に渡り、不当要求行為や行政対象暴力への対応について一般質問をしました。当時、東京都におけるカスタマーハラスメント条例制定の動きなどを契機として、国が進めてきたカスタマーハラスメント対策について知り、中津川市においても、職員を守るための対応が必要であるとの考えから質問してきたものです。

３回目の一般質問は令和７年６月１２日でしたが、その前日にカスタマーハラスメント防止のた

めの雇用管理上の措置を事業主に義務付ける改正労働施策総合推進法が公布されました。

そして、令和8年10月1日からこの対策が義務化されることから、これまで市が進めてきた不当要求・行政対象暴力への対策が、現在どこまで進んでいるのか、また、新たな法的義務にどのように対応するのかを確認します。

（１）これまでの改善策の実施状況について

中津川市では令和7年3月に不当要求管理データベースが新設されたことに加え、中津川市庁舎管理規則及び中津川市不当要求行為等の防止に関する要綱が改正され、令和7年8月から9月にかけて施行されました。

一方で、規則・要綱の改正に伴って見直すとされていた不当要求行為対応マニュアルや事例集について、改定が未実施となっていると認識しています。

中津川市不当要求行為等の防止に関する要綱の改正では、カスタマーハラスメントを不当要求の一種として位置付けていただきましたので、以下質問については「不当要求行為等」と統一して確認させていただきます。

- ①庁舎管理規則及び不当要求行為等防止に関する要綱の改正について、主な改正内容と、その後の現場での運用状況を伺います。
- ②規則・要綱の改正に伴う対応マニュアル及び事例集の見直しについて、現在どの段階まで進んでいるのか、また、いつまでに整備する考えなのか伺います。
- ③規則・要綱の改正について、現場職員や幹部への周知は通知および研修を通じて行うとのことでしたが、該当の研修の実施状況や実施予定について伺います。
- ④これまでの改善策が現場職員に十分に周知され、実際の対応に活かされていると市として認識しているのか伺います。

（２）不当要求行為等を組織として記録・共有する体制について

不当要求行為等への対応では、担当職員個人が抱え込むのではなく、発生した事案を記録し、組織として情報を共有し、必要に応じて複数の職員で対応することが重要です。

また、令和7年3月に導入された不当要求管理データベースに関しても、利用のハードルが高く実用性に乏しいため、その後の一般質問にて改善をお願いしました。

- ①不当要求管理データベースについて、現在の登録件数、庁内での情報共有の方法及び活用状況を伺います。
- ②不当要求行為等が発生した場合、担当職員だけで対応せず、所属長や関係部署と情報を共有し、

組織として対応する仕組みが確立されているのか伺います。

（３）録音・記録及び職員を守る体制について

不当要求行為等については、後から事実関係を確認できるよう、適切な記録を残すことが重要です。

①庁舎内の防犯カメラの設置状況について、現在の進捗状況と、その映像を不当要求行為等の事実確認に活用する場合のルールが整備されているのか伺います。

②録音・録画等を含めた記録体制について、ICレコーダー等の機器整備を含め、現在どのような体制となっているのか伺います。

③不当要求や行政対象暴力が発生した場合に、担当職員だけで対応せず、上司への報告・複数職員による対応・必要に応じた警察等関係機関との連携を行う具体的なルールが整備されているのか伺います。

（４）カスタマーハラスメント対策の義務化に伴う一体的な仕組みについて

不当要求・行政対象暴力への対策に加え、カスタマーハラスメント対策が法的に求められることとなる中、職員を守り、適正な行政サービスを維持するための一体的な仕組みづくりが、これまで以上に重要になると考えます。

①不当要求行為等への対策について、市として現在どのような課題を認識しているのか伺います。

②国家公務員については人事院規則 10-17 により令和 8 年 10 月 1 日からカスタマーハラスメント対策が制度化されます。地方公共団体については、どの法令に基づき、どのような義務が生じると市は認識しているのか伺います。

③これまで実施してきた施策について、令和 8 年 10 月 1 日から求められるカスタマーハラスメント対策の法的義務に対応できる体制となっているのか伺います。

④今後、職員を守り、市民に対する適正な行政サービスを維持するため、不当要求・行政対象暴力及びカスタマーハラスメントに対する対応マニュアル整備・研修・記録・情報共有・庁舎の安全対策をどのように強化していくのか、職員を守るための仕組みという観点から、市の考えを伺います。

以上

1. 神坂スマート I Cについて

神坂スマート I Cの建設については合併前から強い要望があり、平成19年には「神坂・馬籠スマート I C誘致推進協議会」などの設立や、市議会においても「神坂・馬籠スマート I C設置促進議員連盟」が設立されたことにより、市による検討業務が開始されました。

国の準備段階調査箇所への選定や新規事業化連結許可などを経て、令和元年度に工事着手となりましたが、令和3年の5月、7月には豪雨による「のり面崩壊」などで完成が遅れていましたが令和7年9月に竣工しました。スマート I Cは、観光、防災、事故対応などにも活用できることと期待しているところですが、開通から1年が経過しましたので以下質問したいと思います。

① 災害等による事業の遅れや資材費の値上がりなどがあったと思いますが総事業費はいくらになりましたか。

② この1年間で I Cを利用した車は、平日と土日祝日分けて月平均何台ですか。

③ スマート I Cが開通してから市民、又は利用者から何か意見を聞いていますか。

初めて I Cを利用する方が、馬籠宿方面からスマート I Cを利用して名古屋方面に向かう時、道路上方に「東京方面右、名古屋方面直進」の道路標識があり、カーブを回るとグリーン色の入口看板があります。多くの I Cはここで進入し料金所を過ぎると上り線、下り線と分かれるので、ここで進入するものと思いますが、近くまで来て看板をよく見ると東京方面のみの看板であることが分かりブレーキを踏みます。

④ 東京方面の看板の近くに「名古屋方面は直進」の看板を増設すると利用者にとってわかりやすく安全かと思いますがいかがですか。

⑤ このスマート I Cを今後どのように活用していきますか。

⑥ スマート I Cの利用者の多くは観光客だと思いますが、スマート I Cの効果を最大限に活用して地域の活性化を図るための施策を考えていますか。

2. 緊急銃猟について

令和7年度は、全国で熊による人身被害で怪我をした方238人、亡くなられた方は13人と例年の2倍以上となり、令和8年度は、昨年より早い時期から被害が発生しており、深刻な問題となっています。

環境省は、人の生活圏で熊やイノシシの被害を防ぐため、鳥獣保護管理法を改正し「緊急銃猟」を行えるようにしました。これは鳥獣保護管理法に基づく4つの要件すべてを満たせば市町村長の判断で実施できるようになりました。

緊急銃猟には訓練も必要で、実施訓練は12道県の72市町村で実施され、県内では中津川市の他、飛騨市、下呂市、恵那市、白川村などでも実施されました。

街なかで緊急銃猟を行う場合には弾の跳ね返りなどによる被害などのリスクがあり、令和7年度には、全国で熊の目撃件数が50,766件に対し緊急銃猟により捕獲するまでに至った件数は60件にとどまりました。また、緊急銃猟を行うハンターの不足、新たに所持許可を取得しても「熊を撃てるようになるまでには10年かかる」とも言われ課題の多い事業となっていますが、緊急銃猟が始まって1年が経過しましたので以下質問をします。

① 初めに、令和8年度の当市における熊情報についてお伺いします。

② 緊急銃猟が始まって1年が経過しましたが、当市の取組や対策を具体的にお伺いします。

緊急銃猟では、捕獲場所が小範囲に限定されるため最初の1発で致命傷を負わせる必要がありますが、緊急銃猟で使用する銃器で正確に射撃するためには練習射撃や銃の照準を合わせる必要がありますが、たとえ山中であっても照準を合わせるなど狩猟以外の目的で発砲することは禁止されています。「有害鳥獣対策実施隊員」に年1回以上の射撃練習を義務付けているように、「緊急銃猟実施者」にも発砲事故を防ぐためにも、射撃練習や照準合わせのための射撃練習が必要であると考えます。

③ 緊急銃猟実施者にも指定された射撃場での射撃練習を義務付ける考えはありませんか。

街なかでの緊急銃猟は決断まで時間もかかり、リスクを伴う行為なので、熊が頻繁に目撃される時には、熊が街中まで出てくる前に「箱わな等」で捕獲することが有効だと思います。

④ 当市でこの1年間のうちに事前に「捕獲許可」を発行し箱わな等を設置した回数と捕獲数を聞きます。

⑤ 熊に対する「鳥獣捕獲許可証」を発行するのに一定の基準はありますか。

狩猟期間以外において、熊が目撃されている場所に山菜採りなどで入山し、行方不明となった人の捜索を行っている時に熊に出会っても「鳥獣捕獲許可」が出ていなければ山中であっても銃器を携帯することも発砲することもできません。

⑥ 土日祝日に市の「鳥獣捕獲許可」を取る手順と所要時間を聞きます。

熊の目撃通報があった時、総合事務所などから猟友会にも連絡がきますので、パトロールに行っても目撃時間から1時間から2時間以上が経過していますので、既に移動した後であり、その間に他の場所で被害が発生すること考えられます。

⑦ 現在の連絡体制はどうなっているかと、これを見直すことはできませんか。

人身被害の特に多い東北地方の仙台市や秋田市などでは、児童生徒、または保護者が熊への不安を訴え登校しなかった場合に後日補習等を行えば「欠席扱いとしない」ことなど教育委員会としても熊対策を考えておられます。

⑧ 当市で、令和7年度に熊の出没等により登校できなかった児童生徒はいますか。

⑨ 当市には、熊の出没等の影響により休校にする場合の「一定の基準」はありますか。

1. 中津川市公式 SNS とその LINE の活用について

SNS は、個人だけでなく企業や行政などにも大いに活用されています。中津川市のホームページには「中津川市公式 SNS など」と題したページがあり、Lorcle（ロークル）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）、YouTube（ユーチューブ）、X（エックス、旧 Twitter）が中津川市の公式 SNS として紹介されています。その一部を紹介します。

Lorcle（ロークル）・・・2024 年 4 月に東海 3 県下でサービスを開始。中日新聞社が



開発・運営。中津川市と関心のあるまちのイベントやお出かけ情報、企業からの情報など。

中津川市は主に「広報なかつがわ」を閲覧できる中津川市の HP に連携されています。

LINE（ライン）・・・令和 2 年 9 月 10 日（木）より E メール配信の「市民安全情報ネットワーク」と同じ情報を配信しています。



情報は文字と URL アドレスで配信しています。

防災情報（火災・地震・警報・雨量など）

生活安全情報（不審者・消費生活・行方不明・クマなど出没・衛生環境・リニア関連工事など）

地域情報（暮らし・イベント・選挙・観光や行事など）

リッチメニュー

（中津川市ホームページ・

オンライン申請窓口・

休日当番医・防災情報・

子育てサイトなかつっこ・

ごみの分別 50 音検索）



Instagram（インスタグラム）・・・中津川市内のできごとや観光情報、イベント情報などを写真や動画と共に発信しています。「#中津川発」とつけて一般の方からの、中津川市にまつわる写真の投稿も可能です。「いいね」の反応やコメントの投稿もできます。



また、中津川市ひと・まちテラスの公式アカウントも別にあり、施設からのお知らせやイベントの情報を発信しています。

Facebook（フェイスブック）・・・中津川市のイベント情報、観光情報などが提供されています。文章と写真や動画で配信され、「いいね」の反応や、コメントを投稿することが可能です。



YouTube（ユーチューブ）、・・・動画配信です。イベントの様子などを配信しています。



令和 6 年 8 月以降は主に「市民と市長の対話集会」「市の定例記者会見」の様子が配信されています。動画に対して「いいね」の反応やコメント投稿ができます。

X（エックス、旧 Twitter）・・・中津川市地域づくり協働課の公式アカウントです。



写真と文面で配信されています。移住促進 PR 動画・空き家バンクの情報を配信しています。

また「中津川市公式 SNS 運用方針」が決められています。そこでは、趣旨、SNS の定義、運営主体及び管理者、アカウント運用者の明示、情報発信の内容、運用方法、禁止事項、著作権、ホームページとのリンク、運用の停止または終了、免責事項、その他などが記載されています。

その中の情報発信の詳細をみると、

5. 情報発信の内容

SNS を活用して情報を発信できる項目は、次のとおりとする。

- （１）行政情報
- （２）市が主催・共催するイベント情報、観光情報
- （３）メディア掲載情報
- （４）前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報

としています。

以下の質問をします。

- ① SNS を活用しての情報発信は、市の情報発信の効率や利便性を向上し、またより多くの市民の方や関連する方へ広く発信するために行われていると考えます。ある意味 DX の一端であるとも考えます。市はどのようにとらえていますか。
- ② 中津川市の公式 SNS は 6 種類ありますが、配信内容がすべて同じではなく、その SNS の種類によって配信される内容は、重複する場合もありますが、異なっているようです。市としては、それぞれの SNS の特性とその情報発信の使い分けをどのようにしていますか。
- ③ SNS 毎の主な受信登録の対象者を、年齢や職業別ではどのようにとらえていますか。

その中で LINE は、2020 年（令和2年）9 月から、配信を始めています。Eメール配信の「市民安全情報ネットワーク」の中身と同じことや、LINE 配信開始も新聞記事に取り上げられたりして、多くの市民の方が登録していると思います。

中津川市の公式 LINE には、気象情報、特に雨量など逐次リアルタイムで丁寧に配信されています。地震や火災情報も同様に、その都度丁寧に文字やURL で発信されています。防犯情報やクマ出没情報、食中毒情報もすぐに配信され、市民の安心安全には欠かせない情報源となっています。また、楽しみや学びにつながる数々のイベント情報も沢山発信されています。しかしながらこちらも字やURL での配信で、一目でわかる状態ではないので、URL のページへ移らないとチラシも見ることができません。チラシがそのまま投稿されていたら、目に留まりやすく、興味のあるイベントかどうかにもすぐにわかるのではないかと思います。



そんな思いの中、東海市の公式 LINE を拝見する機会がありました。イベント情報などは、そのイベントの案内文と URL だけではなく、チラシがあるものは、チラシもそのまま配信されていて、日程だけでなく内容に関して、一目でわかりやすいものとなっています。



さて、最近では高齢者の方のスマートフォンにも LINE アプリが入っている場合も多いようで、80代の方でも LINE で「市民安全情報ネットワーク」情報をご覧になっている方もいます。一方で、LINE に入ってくる情報を見ることはしても、ラインの「トーク」でやり取りはしない方もみえます。たったワンクリックと思えることでも、記載された URL で他のホームページに飛んで閲覧するなどは出来ない方もおみえになります。

- ④ 一目で情報を見やすくするということは、高齢者の方だけではなく、どなたにとっても情報を得やすくなると思います。情報を得るためのバリアフリーです。市として今後の発信方法を見直していただきたいのですが、どのように考えていますか。

2. 防災について

（1）福祉避難所について

第 9 期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度）の中から、要配慮者の避難についてと、福祉避難所について質問します。

（6）安心・安全な体制整備を進めます

介護サービス事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発の予防対策を実施します。また、関係部局と連携して、災害や感染症の発生時に必要な対応策等の共有化を図り、連携強化に努めます。

① 災害時の要配慮者対策の推進（防災安全課）

【事業概要】

災害に備えて、自主防災会長が中心となり各地区の避難行動要支援者の把握を行い、避難体制を整備します。

【取組内容】

定期的に更新している避難行動要支援者名簿を自主防災会に提供し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を通じて、地域でどのような助け合いが出来るのか事前に考え、避難したくてもできない方を一人でも減らすことを目指します。

- ① 災害時の要配慮者対策の推進についてお聞きします。各地区の避難体制の整備はどの程度進んでいますか。13地区別で教えてください。

- ② この体制整備に関して、進まない状況があればその原因は何ですか。

- ③ この体制整備に関して、全体として課題があるとすれば何ですか。

 第 4 章 施策の展開

⑧ 福祉避難所の機能確認（防災安全課・社会福祉課・高齢支援課・介護保険課）

【事業概要】

災害時に一般の避難所で過ごすことが難しく、支援が必要な高齢者や障がい者らを受け入れる設備などを備えた福祉避難所について、機能の確認をするとともに、福祉避難所の重要性について啓発し、協力事業所の増加を図ります。

【取組内容】

協定により確保している福祉避難所について、災害時の受け入れに向け設備や資材などの確認や支援を行います。

災害発生時を想定した体制整備マニュアルの作成、フローの確認や、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の見直しを実施します。

運営指導や、運営推進会議を通じて、地域密着型サービス事業所の協力を要請し、協力事業所の増加を図ります。

- ④ 取り組み内容にある、災害時の協定により福祉避難所の設置運営をおこなう福祉法人等は平成 22 年 3 月に 11 団体、平成 27 年 4 月に 1 団体、平成 31 年 3 月に 1 団体の計 13 団体となっています。平成 31 年以降に新たな協定をした団体はありますか。
- ⑤ 福祉避難所の機能確認等について、協定した各福祉法人等の団体は、複数の施設を所有しているところもあります。現在の協定の中で、開設できる福祉避難所の数はいくつ所となっていますか。
- ⑥ 福祉避難所の設置基準はどのようなものですか。あれば教えてください。
- ⑦ 福祉避難所の収容人数等の把握が必要かと思います。13 団体で何人ほどになりますか。
- ⑧ 福祉避難所の災害時の受入れに向けた設備や資材などの確認は、どこまで進んでいますか。
- ⑨ 災害時を想定した体制整備のマニュアルの作成は、全て終了していますか。
- ⑩ 既にマニュアルのあるところの見直しは、どの程度されていますか。

- ⑪ 平成 22 年から今迄に、福祉避難所の設置運営に関する協定の見直しはありましたか。
- ⑫ 今後さらに協力事業所の増加を図るとありますが、収容人数でどの程度までの増加を考えていますか。
- ⑬ 今後さらに協力事業所の増加を図るとありますが、その方法はどのようにされますか。介護施設や高齢者施設の他を検討されていますか。

（２）災害時のトイレについて

災害時のトイレ問題は重要です。東日本大震災以降、大きな災害のたびに、トイレの問題が取り上げられています。個々人で、また行政としてもトイレ及びトイレ用品の備蓄に関して、ニュースなどでも度々取り上げられ、かなり意識としては浸透してきていると思います。

中津川市はマンホールトイレを設置している学校等ありますが、具体的な設置方法や処理などについては、まだまだ情報が不十分だと思います。

- ① 中津川市は災害時のトイレとしてラップ式トイレなど備蓄をしています。しかしその使用方法については、訓練や講習が必要だと思います。
今までに、何か所で、何人の方が講習等に参加されていますか。
- ② 全市での講習が必要かと思います。今後の講習等の計画はどのようになっていますか。
- ③ 中学生や高校生がその使用方法を覚えたほうがいいと思います。また、消防団員もその備蓄と使用方法を知っておいた方がいいと思いますが、市としてはどのように考えていますか。

トイレトラックやトイレトレーラーがあります。今回の熊本地震でも全国からトイレトレーラーが支援に向ったとニュースにもなっていました。移動できるトイレトレーラーはイベント時にも大いに役に立ちます。また、公衆トイレ設置の要望のある場所に、一時的に置くことで利用もできます。実際、市役所前の四ツ目川の対岸、スケートボード場やバスケットコート側にトイレが欲しいという声もあります。そんなところに普段は置いておくということもできます。

- ④ トイレトレーラーの有用性を検討していただけないか。

（３）想定区域・警戒区域内の要配慮者利用施設について

中津川市地域防災計画（資料編）には、９－１．浸水想定区域内の要配慮者利用施設、及び、９－２．土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の一覧があります。それぞれ浸水想定区域や急傾斜地、土石流・地すべりなどの区域内の施設です。それぞれの施設管理者および職員が、その場所の危険性等を認識しているかどうか、またその利用者においても、利用者やその家族、地域住民、民生委員などが理解しているかどうか重要です。

避難訓練、防災訓練もそのことを意識して出来ているか否かで、内容が異なってくると思います。

- ① これらの一覧表にある施設の管理者職員等には、情報をしっかり伝えてありますか。
- ② 防災訓練の際の特に気を付けるべき事項等、行政から指導はされていますか。
- ③ 避難方法・手段などマニュアル等の作成を把握されていますか。